

## 令和3年度 沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議・実務者会議について

日 時：令和3年8～12月

開催方法：書面会議

## 協議・照会事項 1

件名：今後の人口推移を見据えた取組について

提案機関：障害福祉課

## 【内容】

各機関における発達障害者支援等に関して、

○実施内容や体制は維持・確保した上での労力や費用の抑制

○体制や内容の効率化・簡素化

○公的援助からの自立助長

等の取組を行っている事例はあるか。

## 【提案理由】

2015年を基準とした沖縄県の2045年の推計人口（「日本の地域別将来推計人口」（平成30年 国立社会保障・人口問題研究所））を確認すると、総人口に大きな変化は見られないものの、生産年齢人口（15～64歳人口）は約13万人減（892千人→762千人）となっている。（下図参照）

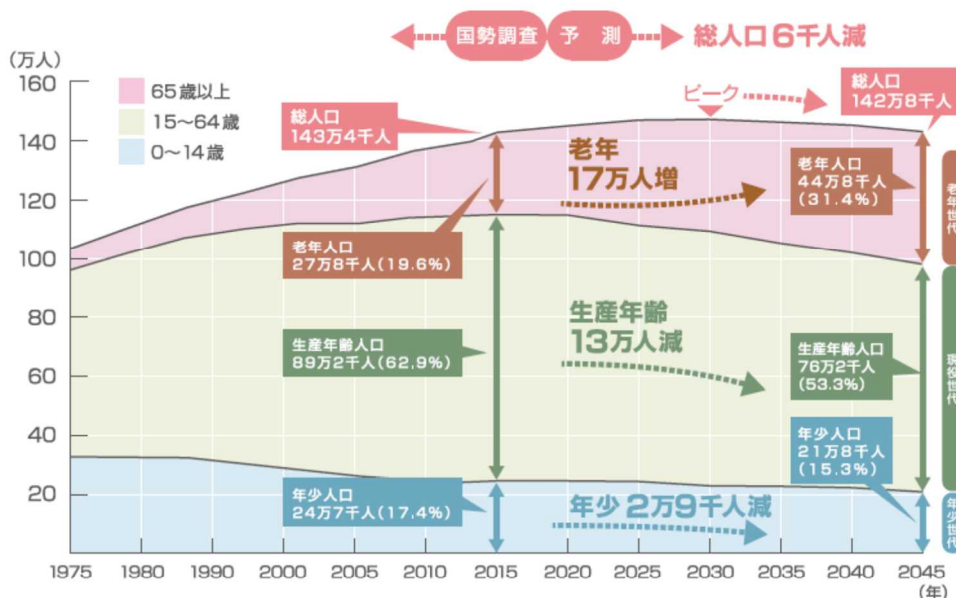
そのような状況では、今後

○労働力の不足

○予算の制限（生産年齢人口の減少→経済活動の低下→税収減→予算減）

等による支援体制の弱体化が懸念されるため、各機関において今後を見据えた取組等の事例があれば、確認させていただきたい。

## 沖縄県の人口推移と予測（年齢3区分別）



	1975年	1980年	1990年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口(千人)	1,043	1,107	1,222	1,318	1,362	1,393	1,434	1,460	1,468	1,470	1,466	1,452	1,428
0～14歳(%)	31.3	29.4	24.7	20.2	18.7	17.8	17.4	17.1	16.5	16.0	15.6	15.4	15.3
15～64歳(%)	61.6	62.8	65.3	65.9	65.2	64.8	62.9	60.3	58.8	57.9	56.7	54.5	53.3
65歳以上(%)	7.0	7.8	10.0	13.9	16.1	17.4	19.6	22.6	24.6	26.1	27.8	30.0	31.4

(資料)平成27年(2015年)以前は「国勢調査(総務省)」、令和2年(2020年)以降は「将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)」

※年齢別割合は、不詳を除いて算出

※「沖縄21世紀ビジョン ゆがふしまづくり計画 沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略 (R3.3企画調整課発行)」から抜粋

【関係機関からの主な意見等】

事例はなかったが、主な意見等については、以下のとおりであった。

- 研修等をオンライン化や動画配信型にしたことによって、労力や費用の削減に繋がった。
- 人口減少の中でも相談件数は増加している現状から、現行の体制維持以上が必須だと考える。
- 特別支援学級に通っている生徒数は小学校、中学校ともに増加傾向にあるとのこと。支援のニーズは今後も増加していくと考えられる。
- 発達障害者支援に限らず、離島の福祉サービスは慢性的な人手不足であるため、労働力不足については現在進行形の課題となっています。
- 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まりなどにより、特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍している障害のある児童生徒が増加している。  
引き続き、小中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する発達障害の特性を持つ児童生徒等の支援の充実を図る必要がある。

## 協議・照会事項 2

件名：新型コロナウイルスの影響及びその対応について

提案機関：障害福祉課

### 【内容】

各機関における発達障害者支援等に関して、

○新型コロナウイルスによる影響

○それに対する取組や対応

をご報告いただきたい。

### 【提案理由】

令和2年から大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルスについては、ワクチン接種等の様々な対策によって、徐々に収束に向かっていくと思われるが、今後、同様の事態が生じた場合に備え、影響とその対応について、まとめておく必要があると考える。

なお、障害福祉課においては、以下のとおりであった。

○研修関係

影響：「市町村職員向け発達障害研修」や「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」等の研修開催が困難となった。

対応等：zoomを活用したオンライン研修や、委託先のネットワークを活用してYouTubeでの動画配信型研修に切り替えた。

### 【関係機関からの主な意見等】

主な意見等については、以下のとおりであった。

○研修、会議等について、中止や延期等の影響があったが、zoom等を活用したオンラインや書面開催に切り替えた。

○離島への巡回相談実施が難しい状況であったが、緊急事態宣言の合間をかいくぐって分散して行った。

○県内経済の悪化に伴う雇用状況の悪化が想定される。感染症対策を十分に行い、会場やオンラインを組み合わせたイベントを継続して実施し、ミスマッチを解消するよう努める。

○県立学校について、臨時休校や分散登校など、学習活動に大きな影響を受けたが、オンライン教育に取り組むなど、可能な限り学習保障に努めた。

○幼児教育施設への訪問支援の期日を変更、調整するなどの影響がある。人数制限及び最大限の感染対策を行った上で訪問支援を実施している。

○元々不登校気味だった発達障害児がより不登校になり、対応が難しい事例があった。

○兄弟姉妹児への影響や保護者の疲労が強かった印象がある。

### 協議・照会事項3

件名：発達障害の特性を持つ児童・生徒の実態把握について

提案機関：沖縄県発達障害者支援センター

#### 【内容】

発達障害（可能性を含む）の特性を持つ児童・生徒に関して、以下の内容を関係機関へ照会したい。

- ①フリースクールや私立学校に通学している児童・生徒の実態（どのような合理的配慮が行われているか等）
- ②中学校在籍時に不登校ケースの卒業後の進路（就職、療養、引きこもり含め）と詳細
- ③高等学校へ進学した児童・生徒数および、在籍中の状況（休学や単位取得が難しく留年した児童・生徒数やその詳細）
- ④高等学校を中退した児童・生徒数とその理由、その後の進路（就職、療養、引きこもり含め）と詳細
- ⑤高等学校卒業後の進路（進学、就職、在宅 等）
- ⑥専修学校や大学等に在籍している児童・生徒の詳細および卒業後の進路

#### 【提案理由】

成人期の相談支援を行うなかで、特に困難ケースの背景に高校中退や中学校まで不登校が続き、進学等せず社会との繋がりが希薄になるなかで、長期引きこもりになっている事例がある。8050問題、家庭内暴力、触法等にも波及する可能性があり、中長期的な手立てを検討する必要があると感じる。

第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画において、『移行期の「支援の途切れ」防止』が重点課題として示されていることから、学齢期から成人期における切れ目の部分（つなぎの支援）の実態を明らかにし、必要な取り組みや施策について関係機関で協議を重ねていく必要があると考える。

#### 【関係機関からの主な意見等】

主な意見等については、以下のとおりであった。

○私立学校等における状況は把握していない。特に、個人立のフリースクールは、県の認可を受けていないため、実態の把握は難しい。

また、大学については、私立学校法において国の所轄であり、現在、県内大学における発達障害に関するデータはない。

○「発達障害の特性を持つ児童・生徒」の定義が明確でなく、県立学校においては③④⑤の対象生徒として把握はしていない。

今後は、例えば高校で個別の教育支援計画が作成されている、発達障害の特性を持つ生徒の休学・中退や卒業後の状況調査等を行うことで把握できるか検討していく。

○発達障害（可能性を含む）の特性を持つ児童・生徒に関しての、中学校在籍児に不登校ケースの卒業後の進路（就職、療養、引きこもり含め）と詳細についての調査は行っていない。

#### 協議・照会事項 4

件名：発達障害（可能性含む）を背景とした親子間トラブルについて

提案機関：沖縄県発達障害者支援センター

##### 【内容】

1. 家庭生活における親子間のトラブルについて、その実態とそれに対する取り組みの詳細について確認したい。
2. 保護者を支える支援者、例えば、市町村の家庭児童相談員等に対する更なる人材育成の必要性を感じていることから、以下の内容を確認したい。
  - ① 市町村の家児相職員や養育支援専門員等に向けた発達障害に関する研修の種類、目的や内容等について
  - ② 市町村の家児相職員や養育支援専門員等からは発達障害関連研修の要望はあるのか。

##### 【提案理由】

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言期間中、自宅で過ごす時間が増えたことで、発達障害を背景とする親子間のトラブル（ゲーム依存の問題や、警察沙汰になる家庭内暴力等）についての相談事案が増加していると感じており、情報共有が必要であると考え。（発達障害地域支援マネジメント強化事業受託事業所からのヒアリング）

また、親子間のトラブルにおいて、発達障害が未診断である場合、障害福祉分野より、児童家庭分野で関与している可能性もある。

市町村の家児相職員等は、児童虐待や要保護児童等へ対応するにあたって、それらの背景に発達障害の特性を持った児童や保護者の存在を念頭に置く必要があり、その知識を得る研修等が重要であると考え。

##### 【関係機関からの主な意見等】

主な意見等については、以下のとおりであった。

- 「1」について、厚労省通知「児童相談所運営指針」等の規定により、養護相談（虐待ケース含む）や障害相談等の枠組みで取り組んでいるところ。

具体的には、児童や保護者、関係機関等からの相談・通告により、児童の安全確認の他、家庭状況や養育環境等のアセスメントを行い、市町村等の関係機関と連携して在宅指導を行っている。

また、必要に応じて児童の一時保護を行う他、社会的養護（児童養護施設、里親等）の措置を行うこともある。
- 「2-①」について、家庭児童支援員等研修会委託事業において、家庭相談員連絡協議会による定例研修会が実施されており、研修テーマは同協議会により自主的に選定されている。
- 「2-②」について、要望については不明であるが、毎年、年度当初において児童相談所主催による「児童相談所新任・転入職員、市町村家庭児童相談員等合同研修」を実施している。

当該研修において、直接的な内容ではないものの「児童相談所の業務と市町村子ども家庭支援」等の内容で、発達障害の特性をもった児童等への対応を確認しているところである。

